

第 1 回小牧市総合教育会議 議事録

日 時	平成 27 年 7 月 14 日 (火) 15 時～15 時 50 分
場 所	小牧市役所本庁舎 6 階 601 会議室
出 席 者	<p>【委員】</p> <p>山下 史守朗 小牧市長 安藤 和憲 小牧市教育委員会 教育長 代田 玲子 小牧市教育委員会 委員 (教育長職務代理者) 斎藤 由美 小牧市教育委員会 委員 伊藤 敬一 小牧市教育委員会 委員 山田 周司 小牧市教育委員会 委員</p> <p>【説明員】</p> <p>伊木 利彦 市長公室長 小塚 智也 こども未来部長 大野 成尚 教育部長 舟橋 逸喜 市長公室次長 鍛冶屋 勉 こども未来部次長 伊藤 一裕 教育次長 (学校教育担当) 舟橋 泉 教育次長 (社会教育担当) 植松 浩二郎 教育委員会事務局 学校教育課長 山本 格史 教育委員会事務局 学校教育課長補佐 采女 隆一 教育委員会事務局 学校教育課副主幹</p> <p>【事務局】</p> <p>松永 有紀彦 教育委員会事務局 教育総務課長 大野 将嗣 教育委員会事務局 教育総務課長補佐 白木 栄理 教育委員会事務局 教育総務課 庶務係長 舟橋 朋昭 市長公室 秘書政策課 市政戦略係長</p>
傍 聴 者	6 名
配 付 資 料	<p>資料 1 構成員名簿／座席表</p> <p>資料 2 教育委員会制度、こう変わる (出典：文部科学省)</p> <p>資料 3 小牧市総合教育会議運営要綱 (案)</p> <p>資料 4 小牧市いじめ防止基本方針 (案)</p> <p>参考資料 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)</p>
調整が行われた事項	小牧市いじめ防止基本方針

内容

<p>1. 市長あいさつ 事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定刻となりましたので、ただいまより第 1 回小牧市総合教育会議を開催いたします。 ・ 私は本日の進行を務めさせていただきます、秘書政策課の舟橋と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。 ・ それでは、まず初めに山下市長からごあいさつをお願いいたします。
--

山下市長)

- ・ 小牧市総合教育会議ということで開催させていただきましたところ、ご多忙中、皆様にご出席いただきましてありがとうございます。
- ・ 第1回目となります本会議は、皆様ご承知のとおり、平成27年4月1日から施行されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正する法律によりまして、全ての地方公共団体に設置が義務づけられたものでございます。
- ・ この法律の改正の背景には、滋賀県大津市教育委員会の児童生徒の人命に関わる問題への対応に端を発した議論の中で、教育長と教育委員長の職務権限が住民から見ると分かりにくいことや、非常勤の合議体である教育委員会が人命に関わる問題に対して、必ずしも迅速な対応ができないことなどがありました。
- ・ 今回の改正では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携の強化を図ることを目的に、教育委員長と教育長の一本化、総合教育会議の設置、教育の振興に関する施策の大綱の策定など、教育委員会制度が抜本的に見直されました。
- ・ 今回、新たに設けることとなりました総合教育会議については、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくためのものであります。また、教育の「大綱」については、教育の目標や施策の根本的な方針をこの総合教育会議で教育委員会と協議・調整し、首長が策定することで、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることとなりました。大綱については、今後のこの会議において、策定に向けて協議を行っていく予定です。
- ・ さて、今回の総合教育会議では、会議の運営について共通認識を図るとともに、「小牧市いじめ防止基本方針」について、協議・調整事項とさせていただいております。岩手県矢巾町での中学生のいじめによる自殺案件が、連日ニュースとなっておりますが、深刻さを増す昨今のいじめ問題については、まさに小牧市が一丸となって対応すべき問題であると考えており、本日のこの会議で教育委員会としっかりと協議・調整をしたいと考えております。
- ・ 小牧市では、『こども夢・チャレンジNo.1都市』を都市ヴィジョンに掲げ、次代を担うこどもたちの夢への挑戦を、市全体で支援しております。
- ・ こどもたちの夢を応援するにあたっては教育に関わる部分が大変大きいと思います。この会議において教育委員の皆さんと情報共有し、市としてこどもたちを支援していきたいと考えております。
- ・ 総合教育会議により、これまで以上に市長と教育委員会が連携して効果的に教育行政を推進していく貴重な機会と捉えまして、有効に活用してまいりたいと思います。
- ・ はなはだ簡単ではありますが、この総合教育会議の契機などを紐解きながら、ごあいさつさせていただきましたところ、どうか皆様方のご支援・ご協力を切にお願いをして、冒頭のあいさつとさせていただきます。

2. 教育長あいさつ

事務局)

- ・ 続きまして、教育委員会を代表して安藤教育長よりごあいさつをお願いいたします。

安藤教育長)

- ・ それでは第1回小牧市総合教育会議の開会にあたり、私からも一言ごあいさつをさせていただきます。

できます。

- ・ ただいま山下市長から触れていただきましたが、現在、小牧市では「こども・夢チャレンジ No.1 都市」を都市ヴィジョンに掲げまして、次代を担うこどもたちの夢への挑戦を市全体で支援する、そんな市政を展開してきております。
- ・ 小牧市教育委員会といたしましては、その手始めとしまして、昨年度より市内全小学校の5年生の全学級を対象に日本のスポーツ界のトップアスリートを招聘して「夢の教室」を開催しているところでございます。
- ・ また教育環境の整備にも着手しておりまして、特に今年度は全中学校の普通教室と一部の特別教室へのエアコンの設置を予定しているところでございます。
- ・ このように学校教育の充実を図ることはもとより、市全体といたしましてはスポーツ、文化、あるいは芸術、そして小牧山に象徴される文化財などの地域資源を活かしたまちづくりを進めていくことも求められております。
- ・ 今後さらに、小牧の教育行政を充実・発展させていくためには市長と教育委員会との定期的な情報交換の場が大切になってまいります。
- ・ 今回のこの総合教育会議は市長と教育委員会、相互の連携が一層強化できる好ましい機会と捉え、教育に関する諸課題を明確にする中で、引き続き、教育委員会としての主体性を保ちつつ市長とともに教育行政の推進に責任を持って取り組んでまいりたいと考えております。
- ・ 今回の総合教育会議が実り多き会になりますことをご期待申し上げまして、私の冒頭のあいさつに代えさせていただきたいと思っております。

3. 委員紹介

事務局)

- ・ それでは、教育委員の皆さんに簡単な自己紹介をお願いしたいと思いますので、教育長職務代理者であります代田委員以下、資料1の構成員名簿の順番でお願いいたします。

【代田委員、斎藤委員、伊藤委員、山田委員よりそれぞれ自己紹介】

事務局)

- ・ ありがとうございました。
- ・ これからの進行ですが、当会議は市長が主宰することとなっておりますので、山下市長、以後の進行をよろしく願いいたします。

4. 総合教育会議について

山下市長)

- ・ それでは、次第に従って進めさせていただきます。
- ・ 次第の4「総合教育会議について」説明を求めます。

市長公室長)

- ・ それでは総合教育会議について、ご説明をさせていただきます。
- ・ 本日は第1回目の会議ということですので、市長のあいさつにもありました教育委員会制度の改正についても触れさせていただきます。

- 資料1をご覧ください、文部科学省発刊のパンフレットであります。
- 教育委員会制度の改正について、総合教育会議が設置された背景も含めて、まとめられた資料でありますので、こちらを説明資料とさせていただきます。
- ご覧のとおり、ポイントが大きく4つにまとめられております。
- まず、資料左側のポイントの一つ目、「教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置」でございます。
- これまで教育委員会の代表である教育委員長と、具体的な事務執行の責任者である教育長のどちらが責任者であるのか不明確であるという課題がありました。
- そこで新教育長に一本化することで、第一義的な責任者が教育長であることが明確になり、また、首長が直接教育長を任命することで任命責任についても明確になっております。
- なお、小牧市では新たな教育長として、平成27年4月1日に安藤和憲教育長が任命されております。
- ポイントの二つ目は、「教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化」でございます。
- 教育委員会における審議の活性化のため、記載のような改正がなされておりますが、こちらにつきましても、小牧市では既に実施されております。
- 続きまして、資料右側のポイントの三つ目、「全ての地方公共団体に総合教育会議を設置」することでございます。
- この総合教育会議は、矢印の下にありますように、首長の招集により開催され、構成員は首長と教育委員会であります。
- ただし、必要に応じて関係者や有識者等から意見を聴くことは可能となっております。
- 会議は協議・調整を行う場として設けられたものでありますので、委員全員の出席を基本としておりますが、いじめへの対応などの緊急の場合においては首長と教育長だけでも迅速に対応していくことが必要でありますので、会議の中で必要なルール作りをすることができます。
- これらに関しましては、このあと次第の5にあります「会議の運営に必要な事項」において、小牧市総合教育会議の運営要綱として取りまとめております。
- なお、ここでいう「協議」とは自由な意見交換をすること、「調整」とは教育委員会の権限に属することについて、予算の編成、執行や条例提案などの首長の権限との調和を図ることを意味しております。
- 協議・調整の内容としましては、①教育行政の大綱の策定について、こちらはポイントの4でご説明させていただきます、②学校施設の整備など、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について、そして③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について、などが会議に諮られることとなります。
- 法律上、協議の対象についての限定はありませんが、政治的中立性、継続性、安定性に問題となる事項、たとえば教科書の採択や教職員の個別の人事などは協議の対象とすべきでないと言われております。
- 調整された事項については、首長と教育委員会はその結果をお互いに尊重し、会議で策定された方針のもとにそれぞれの事務を管理・執行していく必要があります。
- 最後にポイントの四つ目として「教育に関する大綱を首長が策定」することでございます。
- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針となるもので、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定めるものです。

- ・ この総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くすことで、両者がこの大綱を尊重しながら、それぞれの所管する事務を執行することができます。
- ・ また、首長が策定をすることで、地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化されます。
- ・ 小牧市においても、今年度、総合教育会議の中で協議いただいた上で、教育に関する大綱を策定していきたいと考えております。
- ・ 以上で説明を終わります。

山下市長)

- ・ ただいま説明のありました内容につきまして、委員の皆様からご意見・ご質問などありますでしょうか。

【質問・意見等なし】

5. 会議の運営に関し必要な事項

○小牧市総合教育会議運営要綱について

山下市長)

- ・ では続きまして、次第の5「会議の運営に関し必要な事項」に入らせていただきます。
- ・ 「小牧市総合教育会議運営要綱について」内容の説明を求めます。

市長公室長)

- ・ それでは、小牧市総合教育会議運営要綱案についてご説明申し上げます。
- ・ 参考資料として地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を添付しております。
- ・ 総合教育会議の運営要綱につきましては、この法律を補完するかたちで作成しておりますので、併せてご確認ください。
- ・ まず、要綱の趣旨でございますが、第1条では、市長と小牧市教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと連携して効果的な教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき設置した総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めるものとしております。
- ・ 第2条では会議の開催としまして、市長が教育委員会に対して会議の日時、場所及び議題をあらかじめ通知すること、会議は市長、教育長、教育委員会委員の出席により開催することとしております。
- ・ ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
- ・ 第3条では協議及び調整としまして、市長及び教育委員会は、総合教育会議における議題について、十分に議論を尽くし、調整を行うものとするものとしております。
- ・ このほか、第4条では会議の傍聴における取り決めや注意事項について、第5条では会議の公開及び非公開とする場合の取り決めについて、また第6条では会議の議事録について市ホームページで公表することなどが書かれております。
- ・ 最後に第7条で、この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に必要な事項は会議が定めるものとしております。
- ・ この要綱は、本日、平成27年7月14日から施行するものとしております。

- ・ 以上でございます。

山下市長)

- ・ ありがとうございます。
- ・ ただいま説明のありました要綱案につきまして、ご意見などございますか。

【質問・意見等なし】

山下市長)

- ・ それでは、この小牧市総合教育会議の運営につきましては、この要綱に基づいて行うこととしてよろしいでしょうか。

各委員)

- ・ 異議なし。

山下市長)

- ・ ありがとうございます。
- ・ それでは、(案)を削除し、会議の運営につきましては、今後、この要綱に基づいて行ってまいります。

6. 協議・調整事項

○小牧市いじめ防止基本方針について

山下市長)

- ・ 続きまして、次第の6「協議・調整事項について」にあります、「小牧市いじめ防止基本方針について」を議題とさせていただきます。
- ・ 内容について説明を求めます。

市長公室長)

- ・ 「小牧市いじめ防止基本方針」について、この方針の策定にあたっての背景、経過とその概要についてご説明申し上げます。
- ・ 冒頭、市長のあいさつにもございましたが、平成23年に滋賀県の大津市で起きました、非常に痛ましいいじめによる自殺事件で、当時の教育委員会の対応が問題となったことが契機となり、議員立法により平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。
- ・ この法律では、国や地方公共団体、学校の設置者の責務が規定されるとともに、国のいじめ防止基本方針を参酌し、地方公共団体も「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定するよう努める」とされているところです。
- ・ この法律の施行を受けて、まず平成25年10月に国の基本方針が策定され、翌平成26年9月には県立学校や私立学校を対象とする愛知県の基本方針も策定されました。
- ・ こうした中、本市におきましても、教育委員の皆様や、学校関係者のご意見を伺いながら、小牧市におけるいじめの防止のための基本方針の策定を進めてきたところであります。
- ・ 方針案の概要でございますが、まずこの方針の対象となる学校は、小牧市立の小学校及び中学校で、国や県の基本方針を参酌し、小牧市がこれまで取り組んでまいりました「いじめ・不登校」対策事業の成果を基本として、学校や関係各機関の連携を図りながら、引き続き、いじ

めの未然防止、早期発見、対応を組織的に進めていく考え方をお示しさせていただいております。

- 3ページをご覧ください。
- 2「いじめの定義」では、いじめとはどういった行為が該当するのかを定義づけています。
- 当然ではありますが、いじめの定義については小牧市独自の考えではなく、いじめ防止対策推進法に規定されているものと整合を図り、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいじめと定義します。
- いじめにあたるか否かの判断は、表面的、形式的にすることのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、組織的に判断することとしております。
- さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で早期に警察等と連携した対応をとることとします。
- 3「関係者の責務」では、こどもをいじめから守るために、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する対応への取組みについて、こどものいじめに防止等に関わるすべての関係者が連携して取組みの充実を図る考えをお示ししているものです。
- (1) いじめの未然防止として、教育委員会は、学校が適切な対応ができるよう必要な措置を講じ、いじめを生み出さない学校づくりを支援し、学校は、児童生徒が教職員や友人と信頼できる関係の中でいじめの無い学校づくりを目指し道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒同士の間人間関係をつくる力やコミュニケーション能力の向上に取り組み、いじめの未然防止に努めます。
- この他保護者、地域社会と連携していじめを未然に防止する取組みに努めます。
- (2) いじめの早期発見としては、心の教室相談員の配置をはじめ、心の専門家である臨床心理士を、県から派遣されているスクールカウンセラーに加え、さらに市単独で学校カウンセラーとして配置し、児童生徒が気軽に悩みを相談しやすい環境の充実を図ります。
- 学校は、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるように指導力の向上を目指し、研修等の充実を図り、教育相談体制を充実します。
- また、保護者の方にも、こどもをいじめから守るため、あるいはこどもにいじめをさせないための適切な対応への協力を求めてまいります。
- (3) いじめに対する対応としては、教育委員会は、学校に対していじめ対応や問題の解決に向けて適切な対応が講じられるよう支援し、学校はいじめを認知した場合に特定の教職員で問題を抱え込むことがないように迅速かつ組織的に対応します。
- 5ページをお願いします。
- 4「小牧市としての取組」では、この方針に基づいて、教育委員会が中心となり、学校、家庭、地域、関係機関と連携して取り組む内容についてお示ししているものです。
- (1) 小牧市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関の連携強化を図るため、小牧警察署、市少年センターなどを構成員として新たに設置するもので、関係機関相互が連携をして本市のいじめの防止対策の充実を図ります。
- (2) 小牧市いじめ問題対策委員会は学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会に設置する附属機関で、後ほどご説明申し上げます重大事態が発生し

た際の調査を教育委員会が主体となって実施する際に当該調査を担当する機関として、法律、医療、教育、心理や福祉に関する専門的知識、経験を有した委員で構成します。

- この他、教育委員会は、(3)教職員の資質の向上のための教職員に対する研修の充実、広報啓発の活動、インターネットを介したいじめへの対応として、学校の教育活動において、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実に努めます。
- 5「学校としての取組」では、児童生徒が安心して豊かに生活できる、いじめのない学校づくりを目指していく考えをお示ししております。
- そして、6「重大事態への対処」では、あってはならない事ですが、残念ながら重大事態が発生してしまった場合の、市教育委員会及び市長の対応についてお示ししております。
- (1)学校及び教育委員会の対応です。
- 重大事態が生じた場合、まず学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告をします。
- 教育委員会は学校から重大事態の報告を受けたら、その事案の調査を行う主体や調査組織を学校か教育委員会か判断をします。
- 学校が主体として調査を行う場合は、学校内に設置されている「いじめ・不登校対策委員会」を母体として調査や対応を行います。
- 教育委員会が主体として調査を行う場合は、新たに設置する「小牧市いじめ問題対策委員会」が調査を行います。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しても、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。
- 実施した調査の結果については、学校は教育委員会へ報告し、教育委員会は、その結果を市長に報告します。
- 教育委員会は当該事態への対処又は当該事態と同種の事態の発生防止のため、学校に指導主事を派遣するなどの必要な措置を講じます。
- (2)市長による調査と対応としては、市長は、学校や教育委員会が行った調査の結果について、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、小牧市いじめ問題調査委員会を設けて当該調査の結果について調査を行うことができます。
- この調査委員会につきましても、法律、医学、心理などの専門的な知識を有する第三者などで委員を構成し、調査の公平性、中立性を確保します。
- 調査委員会が調査を行った場合は、その結果を議会に報告し、必要な措置を講じます。
- 以上説明申し上げましたが、いじめは、どの学校でも起こりうる問題であります。
- 今回策定するこの基本方針を基に、小牧市として学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努めてまいりたいと考えております。

山下市長)

- ただいま小牧市いじめ防止基本方針について、説明がありました。
- ご意見、ご質問などございましたら、お願いします。

代田委員)

- 最初に小牧市の現在の教育現場の状況を、教育長より教えていただけないでしょうか。

山下市長)

- ・ 安藤教育長、いかがですか。

安藤教育長)

- ・ それでは、小牧市の取組みの実態について私からご説明させていただきます。
- ・ この基本方針の策定以前に、市内の各学校においては学期に1回、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施し、それを集約しながら対策を取っております。
- ・ また、教育相談週間というものを設け、概ね一週間程度、学級担任が児童生徒と個人面談を実施することで心の悩みを聞く機会を作っております。
- ・ さらに生活記録ノートなど、ノート形式を活用して子どもたちの悩みを聞くことで、いじめの早期発見・未然防止に努めている、というのが小牧市の実態です。
- ・ しかし、これらの取組みにも根底として、心が開かれていなければ、子どもたちの抱えている悩みや痛みは教師側に見えてこないと思います。
- ・ そのため、各学校で子どもたちの「困り感」に寄り添うような授業手法を取り入れております。
- ・ 例えば授業では「学び合う学び」として、子どもたちの相互のコミュニケーション能力を育てています。
- ・ また体験活動では、グループワークトレーニングとして意図的にグループを作り、ひとつの課題をみんなで話し合いながら解決していく、といった研修を取り入れて実践しています。
- ・ こういった、子どもと子ども、あるいは子どもと教師との関係性をより密に、より良好なものにする取組みを日常的に行っているというのが小牧市の教育現場の実態であります。

山下市長)

- ・ 代田委員、よろしいでしょうか。
- ・ それでは私からは教育委員会で把握されている、現在の小牧市内にある小・中学校でのいじめの状況について確認させていただこうかと思います。
- ・ 以前に議会等でも議論となりましたが、今一度、ここ3年間程度でいじめの認知件数などが分かれば教えていただきたいのですが。

学校教育課長)

- ・ 3年間ということですが、基本的に年度間で数値の差というのはほとんどありません。
- ・ 学校からの報告では、小学校において年間150~200件程度で、1校あたりの平均にしますと11~12件程度であります。
- ・ 中学校ではやや多く170~200件程度で、1校あたりの平均にしますと21~22件程度である、といった報告を受けております。

山下市長)

- ・ 分かりました。
- ・ いじめの認知については基本方針の中にもありますが、特定の教職員のみ任せではなく組織的な判断が必要であります。
- ・ 基本方針の「5. 学校としての取組」では、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な対応等について組織的に取り組むといったことが強調されていますが、教育長の話にもありましたように、まず組織としていじめの認知をきちっとやっていくことが重要だと思って

います。

- ・ 昨今のニュースでも、どうして認知することができなかつたのかということが問題になっているので、そのあたりが基本方針の中で大事な部分になると思っています。
- ・ 教育委員会では今後、この基本方針に沿ったかたちで、どういったところに意を配して組織的な取組みとしてご努力いただけるのかな、ということについてお考えを聴きたいと思います。

安藤教育長)

- ・ では私から意見を述べさせていただきます。
- ・ 先般の岩手の件につきましては、教員間の情報共有がなされていなかったということが言えると思います。
- ・ 情報が担任のところへ出ていたにも関わらず、それが学校の中で共有されませんでした。
- ・ 小牧市の場合、こどもたちに対してアンケートや相談活動をしながら、少しでも問題が出てこれば速やかに対応するため、所謂、いじめ・不登校の対策委員会を校内に設けております。
- ・ 対策委員会の中でまず情報を共有するとともに、その件について他の教員が知っている情報もすべて出し尽くすことで、原因を探りながら対策を講じていくことができる。
- ・ これは今までもやってきたことではありますが、今回、基本方針を定めることによって、改めて現場の教員同士で、情報共有の意識を確認し合うということが大事なかなと思っています。
- ・ 特別なことではないと思っています。

山下市長)

- ・ 先ほど教育長からご説明をいただいた様々な取組みも、それによって得られた情報を共有できなければ効果は半減してしまうので、現場の教員の意識を高めていく必要があると思っています。
- ・ 既に各学校ではそれぞれに基本方針を持って、取り組んでいただいているということですが、市としましては今回の基本方針の策定にあたり、教育委員会からそのあたりをしっかりとご指導いただきたいと思っています。
- ・ これは蛇足かもしれませんが、いじめの件数については数値がきちっと出てくるということが大事だと思います。
- ・ 他県でのいじめに関する問題を見ていると、「いじめが無いほうが良い」という考え方が根底にあるのではないのでしょうか。
- ・ 小牧市では無いと思っていますが、そういった考え方から事件に蓋をするような体質が全国的にはまだあるような印象を持ちます。
- ・ 小牧市では従来からいじめはあるものだという前提としています。
- ・ こどもも大人も、社会の中では人間関係のトラブルというのは普通に起こりうるものだという認識の上で、それがともすると本人にとっては苦痛となり、いじめということになるということ。
- ・ 特に未熟なこどもたちの間ではより一層、普通に起こるのだという認識を学校や家庭で共有した上で、いじめを早期発見し、適切な対応をしていくことが大事なのだと思います。
- ・ 小牧市教育委員会では従来からそのようなスタンスでやっていただいていると理解していますが、この基本方針にもある「いじめの未然防止」であるとか「いじめを生み出さない学校づくり」であるとかを意識しすぎるあまり、起きてしまったいじめに対して蓋をするような体

質になってはいけない。

- ・ そうではなくて、表に出していく中で、組織として認知しながらそれに適切に対応し、子どもたちを指導していくということが、この基本方針の大事なところなのだと思います。
- ・ いじめを表に出すことによって、即、学校や教員の責任問題になるということではないので、これまでどおり小牧市の学校では、起きてしまったいじめについては、すべて教育委員会に報告するのだということを方針の策定にあたって確認しておきたいと思います。
- ・ これは大事なことだと思うのですが、安藤教育長からお返事をいただけませんか。

安藤教育長)

- ・ そのとおりで、いじめの問題を学校の恥ずべき部分ということで隠すのではなく、そういった声をしっかりと受け止めて早期に対応する。
- ・ そして、早いうちにその芽を摘んでいく、そういう学校の対応が日常的には大切なのかなと思います。
- ・ この方針が策定されて公になった段階で、校長会だとか、学校の集まりの中で、私から山下市長の思いを伝えていきたいと思っております。

山下市長)

- ・ ぜひよろしくお願ひしたいと思います。
- ・ せっかく基本方針を策定したのにいじめの件数が減らないではないか、という議論ではなく表に出しながらきちっと対応していくことを、市としても共通の認識としたいと思っております。
- ・ 他に委員の皆様から何かご指摘がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。
- ・ 特にご意見など無いようでしたら、本日お示しをいたしました基本方針（案）のとおりで、策定をしていきたいと思いますが、これで調整をさせていただいたということで進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

各委員)

- ・ 意義なし。

山下市長)

- ・ ありがとうございます。
- ・ 本日の会議を踏まえて、基本方針については策定をしてまいりたいと思います。
- ・ 他に全体を通して何かございますか。
- ・ 無いようでしたら、次第の6「協議・調整事項」については以上で終わらせていただきたいと思ひます。

7. その他

山下市長)

- ・ 最後に、次第の7「その他」について説明を求めます。

市長公室長)

- ・ それではその他としまして、次回以降の総合教育会議の内容と進め方について、ご説明をさせていただきます。

- ・ 会議の中でもありましたとおり、小牧市においても、現在、教育に関する大綱の策定に向け事務を進めており、今年度、総合教育会議において協議をしていく予定であります。
- ・ そこで、次回総合教育会議では大綱の策定に関する考え方や、スケジュールなどをお示しさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

山下市長)

- ・ ありがとうございました。
- ・ 以上を持ちまして、次第にあります事項はすべて終了となります。
- ・ これでわたくしの議長としての進行を終わります。
- ・ 委員の皆様、お疲れ様でした。

事務局)

- ・ それではこれを持ちまして第1回小牧市総合教育会議を終了いたします。
- ・ 山下市長、教育委員の皆様、ありがとうございました。
- ・ 傍聴いただいた皆様もありがとうございました。